

東広島市社会体育施設使用料の免除及び減額に関する基準整理表

◎ 免除及び減額方針				
東広島市社会体育施設使用料は、スポーツ振興、社会教育事業、福祉事業、青少年育成事業等で使用する場合は、免除又は減免することができる。ただし、照明 使用料は原則受益者負担とする。				
◎ 根拠条例				
東広島市市民体育施設設置及び管理条例第12条(使用料の減免)及び東広島市B＆G海洋センター設置及び管理条例第12条(使用料の減免)により、教育委員会は体育、スポーツ振興その他特別の理由があると認めるときは、使用料の額を減額又は使用料の納付を免除することができる。				
利 用 団 体	使用料		照明 免除	減 免 対 象 及 び 内 容
	免除	1/2		
国及び地方公共団体		○		・ 東広島市以外の団体が使用するとき
東広島市又は東広島市教育委員会	○		○	・ 主催・共催で使用する場合(所管課での申請も可)
学校教育法第1条に規定する学校及び保育所	○	○	○	・ 東広島市に所在するもの(私立も含む) ・ 東広島市以外の団体は使用料のみ1/2減免
身体障がい者、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者及び介助者1名	○		○	・ 手帳交付を受けたものが個人で使用する場合及び介助を必要とする場合
東広島市体育協会(スポーツ少年団含む)	○		○	・ 協会(スポーツ少年団本部)が主催する大会等で使用する場合
小・中学校体育連盟	○	○		・ 東広島市に所在する団体であること ・ 東広島市以外の団体は使用料1/2減免
障がい者団体、社会福祉協議会	○	○		・ 東広島市に所在する団体であること ・ 東広島市以外の団体は使用料のみ1/2減免
東広島市体育協会を構成する団体及び35小学校区体育振興会・総合型地域スポーツ振興会	○			・ 構成する団体(地域振興部、専門部、育成部、37小学校区体育振興会、総合型地域スポーツクラブ、(スポーツ少年団単位団体(練習)を含む)が主催する行事で使用する場合 ・ 競技団体を構成する各団体は除く
独立行政法人		○		・ 公共的団体であるため
高齢者団体		○		・ 市内の高齢者団体が高齢者の福祉の向上と地域福祉の増進に寄与することを目的としたスポーツ事業において使用する場合。ただし、地域包括ケア推進課の定める減免承認要領に基づく承認を受けた事業のみを対象とする